

懸濁水性マイシリン注NZ

【本質の説明又は製造方法】

本剤はペニシリン系抗生物質であるベンジルペニシリンプロカインとアミノグリコシド系抗生物質であるジヒドロストレプトマイシン硫酸塩を含む懸濁性注射剤です。

【成分及び分量】 本品1mL中

成 分		分 量
主 剤	ベンジルペニシリンプロカイン	20万単位
	ジヒドロストレプトマイシン硫酸塩	250mg(力価)
無痛化剤	プロカイン塩酸塩	2mg

【効能又は効果】

牛:乳房炎、術後感染症の予防、肺炎、気管支炎、放線菌症、細菌性関節炎
豚:肺炎、豚丹毒
馬:細菌性関節炎
犬:術後感染症の予防

【用法及び用量】

1日1回体重1kg当たり本剤として下記の量を筋肉内に注射する。

牛:0.02~0.05mL

ただし、搾乳牛(食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう)の場合は0.02~0.04mL

馬:0.02~0.05mL

豚:0.02~0.1mL

犬:0.02~0.1mL

【使用上の注意】

「基本的事項」

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は效能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、馬、豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛:食用に供するためにと殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前96時間

馬:食用に供するためにと殺する前28日間

豚:食用に供するためにと殺する前90日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・アルコール消毒した注射器を使用すると不溶性沈殿を生ずることがある。
- ・用時よく振とうし、均一な懸濁液として使用すること。
- ・本剤を分割投与する場合は、速やかに使用すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び凍結を避け、冷所で行うこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合は、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

(対象動物の使用制限等)

- ・本剤の有効成分であるペニシリンは、過敏反応をまれに起こすことがあるので、投与前に使用経歴や反応の有無を調べ陽性動物には投与を避けること。

(重要な基本的注意)

- ・本剤は静脈内注射を避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の投与に止めること。

(相互作用)

- ・本剤の有効成分であるジヒドロストレプトマイシンは、クラレ様作用(神経筋接合部遮断作用)による呼吸抑制を起こすことがあるので麻酔剤、筋弛緩剤との併用は慎重に行うこと。

(副作用)

- ・本剤を投与すると、まれに嘔吐があるので、その場合は投与を中止すること。
- ・馬にプロカインによる中枢神経系の副作用が起きる場合があるとの報告がある。

【使用期限】 包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】 20mL×10バイアル

100mLバイアル

100mL×20バイアル

【製品情報お問い合わせ先】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所
(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。